

新型コロナウイルスにおける 佐賀県ヨットハーバーの利用について

佐賀県ヨットハーバーでは、佐賀県新型コロナウイルス感染対策本部会議において佐賀県民に対し「全ての県外への不要不急の往来自粛」するよう呼びかけられたことを踏まえ、8月6日以降、①**県外全ての都道府県**からの利用申し込みに対して**利用の自粛**をお願いしております。また、②**自県民に対して不要不急の県境を越えた移動の自粛を呼び掛けている都道府県**からの利用申し込みに対しては**利用をお断り**しております。あらかじめご了承ください。

緊急事態宣言の実施区域	緊急事態宣言の実施期間
沖縄県	令和3年5月23日から令和3年8月31日まで
東京都	令和3年7月12日から令和3年8月31日まで
埼玉県	令和3年8月2日から令和3年8月31日まで
千葉県	
神奈川県	
大阪府	

まん延防止等重点措置の実施区域	まん延防止等重点措置の実施期間
埼玉県	令和3年4月20日から令和3年8月1日まで
千葉県	
神奈川県	
大阪府	令和3年6月21日から令和3年8月1日まで
福岡県	令和3年8月2日から令和3年8月31日まで

* 内閣官房 新型コロナウイルス感染対策より (<https://corona.go.jp/emergency/>)

不要不急の外出の自粛が呼びかけられている県（九州）
福岡県
熊本県
長崎県
宮崎県
沖縄県

- 新型コロナウイルスにおける利用についての
質問等は下記にお問い合わせください。

佐賀県ヨットハーバー	TEL：0955-73-7041
------------	------------------